

平成 23 年度 「やまなし子育て支援プラン推進協議会」

第 2 回 会議録

1 日 時 平成 23 年 11 月 22 日(火)午前 10 時 00 分から午後 0 時 00 分まで

2 場 所 ホテル談露館(甲府市)

3 出席者(敬称略)

(委 員) 池田委員、加賀美委員(代理)、榊原委員、神宮寺委員(代理)、鈴木(信)委員、鈴木(孝)委員、
田中委員、手塚委員、野澤委員、野田委員、廣瀬委員、三神委員、宮沢委員

(欠席) 井上委員、刑部委員、島村委員、角野委員、保坂委員、依田委員

(県) 小沢副主査(県民生活・男女参画課)、奈良主査(児童家庭課)、三井課長補佐(健康増進課)、
清水副主幹(教・義務教育課)

(事務局) 横森児童家庭課長、上野総括課長補佐、飯田課長補佐、丸山主査、朝倉主任

4 会議次第

(1)開 会

(2)委嘱状の交付

(3)山梨県福祉保健部長あいさつ

(4)委員の自己紹介、職員の紹介

(5)議 事

(6)その他

(7)閉 会

5 会議に付した議案の件名

(1)会長及び副会長の選出

(2)利用者の視点に立った指標に基づく県民アンケート調査の実施について

(3)子ども・子育て新システムについて

(4)意見交換

(5)その他

6 議事の概要

(1)会長及び副会長の選出について

司 会：次第に添付されている「やまなし子育て支援プラン推進協議会設置要綱」第 4 の規定に基づき、会

長及び副会長については委員の互選により選出することとなっている。意見を願います。

委員：新しい委員になってはじめての協議会であるし、会のスタートということで、事務局から案があれば示してほしい。

事務局：事務局案として会長に三神委員、副会長に廣瀬委員を推薦する。

全委員：(拍手にて承認)

(2)利用者の視点に立った指標に基づく県民アンケート調査の実施について

事務局：資料1に基づき、調査の目的や実施時期、評価指標の設定や委員への依頼事項などについて説明。

議長：ただ今の事務局の説明に御質問や御意見はあるか。

委員：アンケート項目の提案書の書き方について確認させてほしい。私は子育てをしているときに、一人ひとりの子育て環境が違うことに気がついた。私のように他県から来て知り合いもない人や転勤族の人とは違い、地元で両親もいれば友達もいる人などのなかには、例えば子育て支援センターなどはいらないと考えている人もいると思う。そういったアンケートに回答する人の家庭や地域の事情を知りたいような場合は、どのような設問を設定すればよいのか。回答者の住所や家族の構成だけでなく、具体的に、例えば子育てしていて困ったときに近所に助けてくれる人がいるかなど、回答者の環境を知ることも必要と考える。

事務局：ただ今の内容に該当するアンケート項目としては、計画全体の評価指標(個別事業や施策レベルに関係ない)になると考える。その場合、提案書における「計画全体の評価指標」に“○”を付けて、評価指標としては、具体的に「子育てしているときに助けてくれる人が周りにいると感じる割合」などとし、ねらいは回答者を取り巻く子育て環境を把握するため、という具合に記入いただければと思う。

また、個別な事業における利用者の達成度(満足度)で具体的な事項を指標として設定したい場合は、大項目、中項目、個別事業のそれぞれに該当するものを記入したうえで評価指標を設定する。

委員：事務局から評価指標における達成度(満足度)について意見をということであるが、例えば、資料1の3ページの例1について認知している割合から利用する割合、満足している割合を計算していくと、満足している割合が最終的に11.2%になる。例2も最終的には4.8%の達成度(満足度)になってしまう。その場合、様々な要因をクロス集計する必要があると思うが、委員のいう回答者を取り巻く子育て環境を把握し、回答者の立場を理解したうえでデータを集計することが重要であると思う。

また、いきなり認知度・利用度から達成度(満足度)というのは性急すぎるのではないか。事業や施策の利用者のニーズをまず把握してからでないと、アンケート調査結果としては成り立たないのではないかと考える。

事務局：委員の意見のとおり、回答者の子育てを取り巻く環境や状況を把握することは大変重要であると考

える。そういったアンケートの実施や解析方法などについての詳細は、今後、県の統計調査課に確認しながら進めていきたい。また、事業や施策の利用者ニーズの把握については、後期計画を策定した時に各市町村において住民ニーズ調査を実施しており、その調査結果は県でも把握しているため、今回のアンケート調査の出発点としては、この住民ニーズ調査結果を基準として、その施策の認知度や利用度、達成度(満足度)を解析していくことを考えている。

議長：アンケート調査を実施する場合、回答者の立場の違いを認識したうえでのデータ解析が重要であるが、それが全体のデータにまぎれないよう注意することが必要である。

施策を必要としている人数をしっかりと把握したうえで、調査をするよう留意してほしい。

委員：資料1に添付されている進捗管理表を見ると、第4節に「子どもたちを取り巻く教育環境の充実」とあり、豊かな心の育成や確かな学力の向上など、こういった施策にも評価指標を設定していく必要があると思っている。

これに関することで、私から1つ報告がある。実は「いい子どもが育つ都道府県ランキング」というものがあり、これは、小学校6年生の全国学力・学習状況調査の結果から発表された。国語と算数の学力調査のほかに、どういう生活をしているか、どういうものが好きかなどの生活習慣・学習環境等に関する調査もあり、平成19年度の結果をいうと、例えば、47都道府県のうち山梨県の子どもたちは、学校生活で楽しみにしている活動があるが3位、好きな授業がある2位、読書が好き4位、スポーツが好き1位など、全国の総合評価で第2位になっている。

また、道徳や体験などに関する設問において今から言うすべてが1位となっている。「ものごとを最後までやりとげてうれしかったことがある」「難しいことでも失敗を恐れず挑戦していく」「人の役に立つ大人になりたい」「友達との約束を守る」「人が困っているときは進んで助ける」「人の気持ちが分かる人間になりたい」。まさしく教員や保護者が目指す今の子どもたちに必要なものであると思う。この調査は名古屋の共立総合研究所の研究結果で、電話で確認したところ、平成22年度の山梨県は全国で3位ということであった。学力を高めることも必要であるが、学力を支えている基礎部分が、山梨県はしっかりしている証であると思う。

議長：今回の協議会は、県民アンケート調査の評価指標について私たち協議会委員の意見を踏まえて設定していくということなので、各分野から委嘱されている委員の意見を集約すれば、より専門的で具体的な結果を導き出せるような評価指標ができると思う。

(3)子ども・子育て新システムについて

事務局：資料2に基づき、子ども・子育て新システムの基本的な考え方や具体的な内容、幼保一体化の進め方などについて説明。

委員：基本的な事項について確認するが、後期計画でいう子育て支援の子どもの対象年齢というのは、福

祉保健部という年齢になるのか。資料 2 の 11 ページには学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育と書いてあるが、後期計画も小学校就学前の子どもを対象としているのか。

事務局：後期計画でいう子育てというのはどのくらいの年齢までを想定しているかという、基本的には 18 歳ぐらいまでを想定している。これは特に福祉保健部ということではなく、後期計画は、例えば子どもの交通安全や事件・事故の防止などでは県警察本部が関わるし、子どもの遊ぶ場所の確保ということで公園の整備などでは県土整備部が関わるなど、県政全体において子育て支援を進めていくという観点から、一般的に子どもと言われる 18 歳ぐらいまでを対象と考えている。

議長：資料 2 の 11 ページに学校教育と保育所という言葉がいっしょに記載されており、さらにその前に説明があった資料 1 の後期計画の説明での子どもの対象年齢が分かりづらいのだと思う。整理すると議事 2 の説明は山梨県の後期計画に関する、議事 3 は国の子ども・子育て新システムに関することなので、その辺の区別を整理して説明してほしい。

事務局：議事 2 で説明した子ども・子育て新システムでいう学校教育就学前とは幼稚園のことを言う。今回の改革においては、学校教育の幼稚園と児童福祉の保育所の一体化を進めるということを説明した。

委員：資料 2 にある放課後の児童というのは学校教育分野のことだと思うが、子育て支援というのは、教育は教育、福祉は福祉というものではなく、様々な分野が関係して進めるべきものだと思う。例えば児童館は福祉の管轄、放課後の児童に関することは教育の所轄というような縦割りではなく、より広い範囲で子育て支援の事業を進めることで後期計画が充実すると思う。

事務局：先ほどの資料 2 は国の子ども・子育て新システムの説明資料で、子育て支援の中でも主に未就学児の子育て支援について説明した。資料 1 は本県のやまなし子育て支援プラン後期計画の推進に関する説明資料である。資料 1 に添付している参考資料を見ていただくと、後期計画は山梨県全体での子育て支援を進めるということで様々な分野の事業等が掲載されているのが分かる。このため、対象年齢はどうかという、生まれたときから 18 歳ぐらいまで、障害をもつ方は 20 歳ぐらいまでとしている。

また、この協議会も、事務局は子ども福祉保健部であるが、後期計画の推進は少子化対策推進本部を中心に全庁的に行っている。本日も企画県民部の県民生活・男女参画課、教育委員会の義務教育課、福祉保健部の母子保健分野ということで健康増進課など関係課の職員も出席している。後期計画はこのように部や局を超えて子育てに必要な施策を進めるためのものであると考えていただきたい。

議長：本日の次第に添付されているように、この協議会を構成する委員も様々な分野の方々になっていただいているので、委員のご心配の点も大丈夫だと思う。なお、先ほどから説明があるとおりの資料 2 については国の大きな動向の説明なので、この資料 2 の中身や文章の理解を深めるための確認などはできるが、ここを変えてほしいなどの意見や要望はできないことを承知していただきたい。

委員：資料 2 で説明のあった内容は、社会保障改革の推進という大きな話であるが、国はこういう方向で

進むのだろうと考える。保育と教育の一体化ということで、今後進めていくにあたり、山梨県としては、いつ、どのように対応するのか。将来的な見通しや今後の予定などがあれば説明してほしい。

事務局：子ども子育て新システムについては12月中に法案ができて来年1月ぐらいに国会に提出されると思われる。今回説明したものは今年7月に国が示した中間報告であるため、今後変わる可能性がある。

この改革は、恒久的な財源が確保されることが大前提であるので、実際の施行は平成25年又は26年ぐらいになると思う。県では国が示した子ども・子育て新システムをよく理解したうえで、各市町村へ情報を提供するなど、国の動向について迅速に対応していく。

なお、市町村においては、国の動向を踏まえ住民の施策ニーズの把握などをした後に新しい計画を策定していくこととなるので、実際に事業が動き出すのは、あと2~3年くらいはかかるのではないかと思う。

議長：今後どのようになるかは、国の動向など十分に注意する必要がある。来年度実施する県民アンケート調査についても、国の動向を踏まえて調査内容や方法等について検討を進めるべきだと考える。

委員：私は、子ども・子育て新システムの幼保一体化の当事者になる。新聞では幼稚園は反対が多いと言われているが、そうではなく保育の質を維持できることが条件で、総合施設になったら保育の質が下がっては何にもならないのでいろいろな意見を幼稚園は言っている。

また、初期の頃は国において子ども家庭省(仮称)を設ける構想もあったが、それを待っていると議論が進まないということで今は内閣府が窓口となって進めている。しかし、これが実施の段階になっても内閣府が窓口のままということはないと思っているので、そういった意味から県や市町村も新たな制度の受け皿になる組織整備が必要になるのではないかと考える

資料2の5ページに子ども・子育て会議(仮称)の設置について記載がある。子ども・子育て新システムにおいて基礎自治体となる市町村が基本計画を策定するにあたり、子ども・子育て会議(仮称)を設置して事業計画や支援計画の推進に資することとしている。例えば、今、私たちが議論しているこのような会議が設置され、その意見を反映して事業計画や支援計画が進むと思うが、とにかく国の制度が急いでいるというわりには、それが現場にストレートに伝わらない。国や県の説明会を踏まえて、9月に甲府市においても、管内の保育所や私立幼稚園を集め、説明会を開催したところであるが、具体的な説明はあまりなかった。

いずれにしても、私たち現場も子ども・子育て新システムを進めるにあたり準備が必要であるので、相談窓口の設置など県や市町村においても組織整備等について迅速に対応してほしいと考える。

委員：今の意見を私も切実に感じている。今までも国の施策の方向が揺れてきたので、この先の動きも分からないということもあるが、予算が付いてから県が動くのではなく、ある程度見通しがついたところで早めに対応するなど、特に県は市町村への対応等も含めて、準備室とまではいかないかもしれないが、子ども・子育て新システムに係る担当を作って作業を始めることが必要ではないか。そしていろいろな立場の方の意見を聞いて、より充実した子ども・子育て新システムを進めてほしいと思う。

事務局：詳細はまだなんとも言えないが、先ほど説明したとおり子ども・子育て新システムは恒久的な財源の確保が大前提となっているため、社会保障一体改革を進めるにあたり国会や予算審議において審議されているが、財源が確保されるかどうか、消費税増税分の取扱いはどうかなどが決まらないうシステム自体が実現するかどうか分からない。このため、これからの国の動向や対応を注視し、県としても素早く対処できるようにしていきたいと考える

(4)意見交換

議長：今回は新しい委員もいるので、現在の子育てや子どもを取り巻く環境などを踏まえたうえで、委員の意見や考えを自由に発言いただきたい。

今回は特に事務局からの宿題もあるので、評価指標の提案について確認したいこと、また、議事に関係しないことでも構わないので、それぞれの立場から意見を願います。

委員：後期計画にも関係するが、小規模保育所の必要性について意見する。山梨県においては保育所の待機児童数は0人と言われているなかで、小規模保育所は必要ないと思う人もいると思う。特に病院や老人施設などで多く開園される事業所内託児所は実際に子どもが集まらないということで困っている。

それは、子どもが1歳半くらいまでは親が育休をとり、またとれない場合であっても、そのくらいの年齢は祖父母に預けようとする人が多く、実際に事業所内託児所に預けるのは、だいたい1歳半から3歳くらいまでとなっている。子どもが3歳以上になれば保育所や幼稚園に比較的スムーズに入れるので、実はそうすると1歳から2歳くらいまでの子どもが事業所内託児所に入ってくるのだが、入ってもすぐに保育所等に行ってしまうということで、非常に出入りが激しいことが分かった。

認可保育所などでは一時保育など特別保育もあり、実際に一時保育等を利用している人に聞いてみると事業所内託児所は子どもが保育所に入るまでのつなぎとして利用したいという声がある。今後、育児休暇の期間が長くなるほどつなぎ保育のあり方などが課題になるのではと考える。

さらに最近は長引く景気不況の影響から母親たちの再就職に対するニーズは強く、週3日や1日3時間など働き方が多様化しているが、そうすると受け皿としての保育所としては悩ましい。母親等のニーズを踏まえ、事業所内託児所を開設し、保育士を確保したが、子どもが減ったということがある。ある大手企業は2年前に事業所内託児所をつくって保育士を2名雇用したが、子どもの出入りがあまりにも激しいので、子どもが少ない時期に保育士に会社の仕事をさせてしまっている状況になっている。

2つ目は、子育て支援をしていて分かることだが、保育所や幼稚園において、最近は親へのケア、親への指導が課せられているということで、多くの若い保育士はかなりきつい状況にある。子育て支援アドバイザーやスクールカウンセラーなど地域ごとに専門性のある人がいて、何かトラブルや指導が必要なときにそういった人を派遣し、又はそういう人を各保育所等に置く体制が必要ではないか。

後期計画において保育の質の向上や人材の育成などソフトの充実を促進するということから、長い目で見ると専門性のある保育士等の養成が、もし国において後手になることが予想される場合は、県が独自にそういう人を養成していくことも必要だと考える。

委員：私は助産師をしていて赤ちゃんとお母さんに関わる仕事をしているが、そこで感じることは子育て支援について、実際にお母さん方は何も知らない状況であるということ。本当に情報がなく、なぜ何もしらないかというところと妊娠中に子どもが生まれてからの生活や状況について想像できていないことが原因だと思う。赤ちゃんが生まれたら、どこに遊びに行ったらいいかなどについて具体的なイメージが持てていないということを感じている。このことから、子供が生まれた後のことだけでなく、もっと遡ると妊娠する前後の人への教育であるとか、情報の提供も含めていろいろ考えていく必要があると思う。

また、最近では初めての子どもを妊娠している人には仕事をしている人が多い状況で、そうすると年14回の健診に行くにも職場に対して形見が狭い思いをしているということも聞いている。企業が妊娠している人への働きかけや子育て支援をどのように考えるか、長い目でみればその人が育児休暇をとっても企業に戻って、仕事を続けていくことが企業のためにもよいことだと考えられるような環境の整備が必要であると思う。

委員：私は、地域において組織団体活動を行っている愛育会に所属している。現在の会員は14万人いるが、実働しているのは8,800人くらいである。また、会員といってもおばちゃん活動ではあるが、保健師さんと協力しながら、地域の子育て支援や赤ちゃんやお年寄りまでの健康に関わることで、三世代交流会や赤ちゃん・妊婦さん訪問など、一番身近なところで活動をしている。最近では地域においていろいろな組織が活動をはじめている。民生委員とか愛育会も長い活動を地道に続けているが、地域にとっては大事な活動なので続けたいと思っている。特に、最近では虐待について県の児童相談所の話や聞くなど学習をしたりしているので、それを会員間で共有し、地域に持ち帰って地域で生かすようにしていきたい。

委員：先ほどの議事2で説明のあった県民へのアンケート調査は、子育て支援のサービスを受ける側の調査ということだが、子育て支援というのは、サービスを提供する側があり、提供する側と利用する側がうまく合致して質の高いサービスができていると言えるのではないかと感じる。ここ10年ほどの間に、行政だけでなく、愛育会も含めてNPOなど民間の子育て支援の力が山梨県でもずいぶん育っていると感じる。こういう現場にいる人のかかえる問題はどのようなことか、意見を聞き取って、課題や問題を集約し、整理し、分析することも、サービス提供する側の質の向上につながり、とても意味あることだと思う。活動実績の自己評価とか行政との関係の問題点などサービスを提供する側も含めて両方にアンケート調査をすることによって、山梨の実態が見えてくるし、よりよい子育て支援につながる

と思うので、検討をお願いしたい。

委員：今の意見を受けて、一言発言する。県とサービス受ける人のあいだには実質的に動いている市町村があり、私自身、子育てしていたときに市町村の支援や活動に救われていると感じていた。県内の各市町村において、サービスを提供する側とサービスを受ける側のそれぞれの関係がうまくいっている事例がたくさんあると思うので、アンケート用紙に自由回答欄を設けて、そのような事例を目に見えぬ形で抽出し、それをまた地域に住む母親に返していくことにより、それが口コミになって事業の推進につながるのではないかと考える。

委員：先ほど山梨の子どもたちが、心の面ですばらしいというデータを紹介した。そういう山梨の教育を私は作っていきたい、どこから見ても山梨で子育てしたいという県になればいいと思うが、実際の学校現場にいると、入ってくる新入生のなかには手のかかる子どもがいて困っている学校もある。そういった中で今日のような会議において小学校入学以前の子どもや子育て家庭への支援などについて議論ができるのは大変良いことだと思う。ちょっと手のかかる子どもは、実は親御さんが大変であることが多い。親御さんや家庭における子育て力や教育力の向上についても様々な機関や関係者の協力のもと、魅力のある子どもたちを魅力ある県ですずっと育てていけることが重要であると思う。

委員：子育て支援というのは少子化問題も含めて非常に大きな課題であり、その延長線上には日本企業はどうするのかということとなるので、決して簡単な問題ではないと考える。また、少子化対策は個人でどうこうする問題ではなく、地域や社会全体でどうしたらいいかということを考えなければ解決しない。

労働組合としては、各企業と労使交渉をするなかで育児休暇を含めた子育て支援の制度を推進しているが、やはり限界がある。国や県も含めた行政の力を借りながら取り組みを強化しなければ、最終的には労働人口が少なくなり日本が弱っていく図式ができていく。現在、世界の人口は増加しているが、日本の人口は少なくなっているという世界の動きに逆行することが、日本で急激に起きていることを考えると恐ろしいと思う。

しかし、このような事態を実感している人が周りに少ないことに危機感を覚える。労働組合ではこういう状況などについても周知しながら、引き続き、少子化施策の推進に協力していきたいと思う。

委員：2点だけ発言する。1つは社会的養護の立場で子どもたちに関わる者として意見するが、これまでの話もそうだが、子育てというどうしても乳幼児期の子どもが主体となってしまう。もちろんその時期の子育て支援も大変重要な施策ではあることは間違いないのだが、最近では、青年期の子どもたちの、特に貧困の問題は深刻であり、また、県内における高校中退の状況や中退者の就労の問題は非常に深刻な問題となっていることも認識してほしい。

もう1つは、子ども・子育て新システムにおいて、本日の説明は保育所と幼稚園の統合などがメインであったが、児童福祉施設の職員の配置基準の見直しも子ども・子育て新システムの目玉の1つである。そのあたりの動向も是非留意してほしい。

委員：子ども・子育て新システムの説明の中で総合施設の話があったが、学校教育法第1条の条項に学校とはという条文があり、総合施設はそこに該当することになると考える。現在の3歳以上の子どもがいる保育所はすべて総合施設になり、幼稚園及び保育所の子どもはすべて学校教育法の就学前教育を受けることになるのだが、その点について県教委や市教委が就学前教育に対するプランや体制の整備推進が少ないように思う。山梨の子どもをどう育てるのかという視点からいえば、教育的観点がもっとあってもよいのではないか。そういう意味で子育て支援に関して教育分野の関与を強化することは急務だと考える。

また、現在は保・幼・小の連携も県教育委員会と協力して一所懸命取り組んでいるので、関係する機関のさらなるバックアップをお願いしたい。

(5)その他

委員：特になし

事務局：特になし

7 その他の事項

閉会に伴い、司会から、次の点の説明があった。

○議事2で事務局から依頼した「県民アンケート調査の評価指標(アンケート項目)の提案書」について、12月13日(火)までの提出にご留意いただきたい。

○次回の協議会は、平成24年3月に開催する予定。

以上